

2013年10月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
復興大臣 根本 匠 様
国会議員 各位

支援対象となるべき地域の被災者及び当該地域から
避難している被災者の有志478名

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針策定にかかる要望書

私たちは福島原発事故の被災者です。

私たちは原発事故子ども・被災者支援法の基本方針が、このまま閣議決定されてしまうことに反対です。8月30日に復興庁が提示した基本方針案には、数々の問題点があります。また、国による公聴会も開かれず、法5条に謳われた「事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置」も極めて不十分です。国は、被災者の意見をしっかりと反映させた新たな案を、私たち被災者に改めて示すべきです。

震災から2年7か月、私たち被災者は放射能によるさまざまな被害を回避、未然防止しようと努力を重ねてきました。周囲の無理解や偏見もある中、心ない言動を受けることもしばしば経験していることです。そのたびに迷い悩み、自信を失っては、何度も立ち直りながら、この2年半を生き抜いてきました。決して大げさな表現ではありません。しかし私たちは、自分の選択に自信を持ち、子どもたちに胸を張って語れる生き方をしたいと願っています。誤解や偏見、差別をなくしていくことも、私たち被災当事者の使命であると覚悟しています。

そのような困難な環境と心情の中で、被災者一人一人の選択を尊重した支援を掲げた「子ども・被災者支援法」の成立は、私たちにとって自己の尊厳を社会的に明らかにする光明となるものでした。どれほど被災者が涙し救われたか分かりません。それゆえ支援法による施策には、真に被災者の生活と心を支える立派な政策になってほしいと強く願い、また大きな期待を持っているところです。

基本方針案の見直しと策定にあたっては、特に以下の点について、私たち被災者の意思として反映されますことを要望いたします。

1. 支援対象地域は、法8条の「一定の基準」を年間追加線量1ミリシーベルトとして指定し、合わせて福島県全域を対象地域としてください。また、初期被曝の影響を考慮するとともに、個別の状況に応じた被災者認定をできるようにしてください。
2. 避難者支援は、帰還への支援に偏重することなく、新規避難者や避難継続者及び移住希望者への住宅、移動、就学・学習、就労等の支援を充実させてください。
3. 健康診断と医療については、福島県民の枠内に限らず、必要とするすべての被災者を対象として、法第13条2項の通り「生涯にわたって実施」してください。また、被災者の自助努力により左右される「個人線量計による外部被ばく」を、主要な判断基準としないでください。

最後に、福島県内や放射性物質が飛散している他の地域、そして避難者がいる全国各地において、公聴会等を開催し、広く被災者の意見を聞き基本方針へ意見を反映されますことを切にお願いいたします。